

## 産業廃棄物処理業者に対する行政処分

## 処分対象者 1

事業者の名称 及び所在	東邦亜鉛株式会社 代表取締役 丸崎 公康 東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
許可の番号	第 0 1 0 2 0 0 0 7 2 2 0 号 第 0 1 0 7 0 0 0 7 2 2 0 号 群馬県第 2 8 2 - 1 号 群馬県第 3 5 9 - 0 号
処分の年月日	令和 2 年 9 月 1 0 日
処分の内容	産業廃棄物処分業の停止 9 0 日間 特別管理産業廃棄物処分業の停止 9 0 日間 産業廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場）の使用停止 9 0 日間 （停止期間：令和 2 年 9 月 1 1 日から同年 1 2 月 9 日まで）
処分理由	東邦亜鉛は、廃棄物処理法第 1 2 条第 5 項及び同条第 6 項の規定に違反して産業廃棄物の運搬及び処分を委託した。 この行為は、廃棄物処理法第 1 4 条の 3 第 1 号、第 1 4 条の 6 及び第 1 5 条の 2 の 7 第 3 号に該当する。

## 処分対象者 2

事業者の名称 及び所在	石井商事株式会社 代表取締役 石井 正明 埼玉県八潮市鶴ヶ曽根 9 4 3 番地
許可の番号	第 0 1 0 0 0 0 2 0 7 0 3 号
処分の年月日	令和 2 年 9 月 1 0 日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の停止 1 0 日間 （停止期間：令和 2 年 9 月 1 1 日から同月 2 0 日まで）
処分理由	石井商事は、東邦亜鉛が違反行為（廃棄物処理法第 1 2 条第 5 項及び同条第 6 項違反）をすることを助けた。 この行為は、廃棄物処理法第 1 4 条の 3 第 1 号に該当する。

### 処分対象者 3

事業者の名称 及び所在	株式会社岡田工務店 代表取締役 岡田 光正 群馬県高崎市箕郷町矢原 1062 番地 79
許可の番号	第01000017595号
処分の年月日	令和2年9月10日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の停止10日間 (停止期間：令和2年9月11日から同月20日まで)
処分理由	岡田工務店は、東邦亜鉛が違反行為（廃棄物処理法第12条第5項及び同条第6項違反）をすることを助けた。 この行為は、廃棄物処理法第14条の3第1号に該当する。